風水害対策編
（土砂災害対策）

旧

令和7年3月修正

第１章 総則

4 土砂災害対策の役割分担

4.2　防災関係機関の役割

表１－２　防災関係機関の役割

機　関　名	役　　割
（省略）	（省略）
北海道総合通信局	１　災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理 ２　非常通信協議会の運営
（省略）	（省略）
東日本電信電話株式会社北海道事業部	１　気象予報（注意報を含む）・警報及び情報等の伝達 ２　電気通信設備の整備及び防災管理 ３　災害時の非常、緊急通話の確保 ４　避難場所への特設公衆電話の設置
（省略）	（省略）

表１－２　防災関係機関の役割（続き）

機　関　名	役　　割
北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社 STV ラジオ、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエムノースウェーブ、ラジオカロスサッポロ、FM アップル、三角山放送局、ラヂオノスタルジア、さっぽろ村ラジオ、RADIO ワンダーストレージ FM ドラマシティ、エフエムしろいし With-S、株式会社ジェイコム札幌	１　防災に関する知識の普及 ２　気象予報・警報・情報等の放送

新

令和8年6月修正

第１章 総則

4 土砂災害対策の役割分担

4.2　防災関係機関の役割

表１－２　防災関係機関の役割

機　関　名	役　　割
（省略）	（省略）
北海道総合通信局	１　非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営 ２　災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ－ＴＥＡＭ）による災害対応支援 ３　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出し ４　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 ５　電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供
（省略）	（省略）
ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部	１　気象予報（注意報を含む）・警報及び情報等の伝達 ２　電気通信設備の整備及び防災管理 ３　災害時の非常、緊急通話の確保 ４　避難場所への特設公衆電話の設置
（省略）	（省略）

表１－２　防災関係機関の役割（続き）

機　関　名	役　　割
北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社 STV ラジオ、株式会社エフエム北海道、株式会社ＦＭ ＮＯＲＴＨ ＷＡＶＥ、ラジオカロスサッポロ、FM アップル、三角山放送局、ラヂオノスタルジア、さっぽろ村ラジオ、RADIO ワンダーストレージ FM ドラマシティ、エフエムしろいし With-S、株式会社ジェイコム札幌	１　防災に関する知識の普及 ２　気象予報・警報・情報等の放送

備考

P5
文言の修正及び追加
名称の更新

P6
名称の更新

旧	新	備考
第３章 災害応急対策計画 4 気象情報等の収集伝達 4.1　気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 （省略） 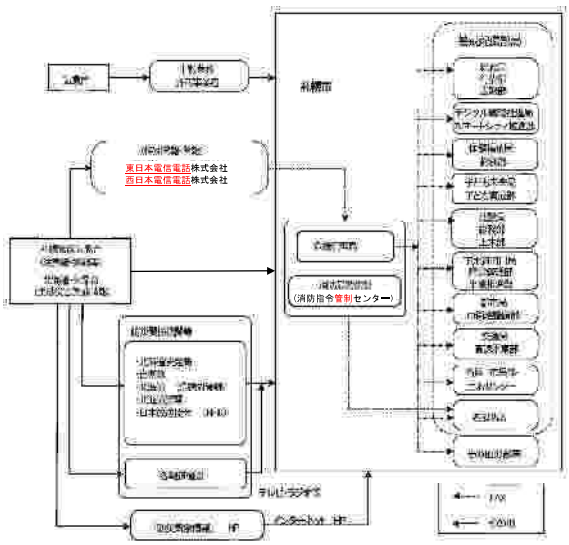 図３－４　気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達経路	第３章 災害応急対策計画 4 気象情報等の収集伝達 4.1　気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 （省略） 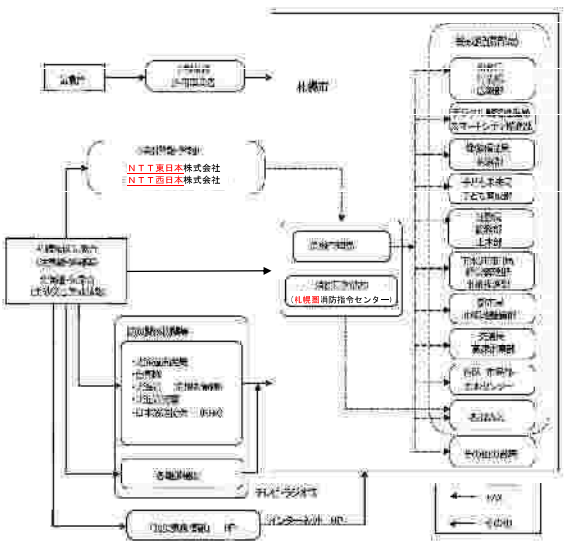 図３－４　気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達経路	P20 名称の更新

旧	新	備考
4.3　雨量情報等 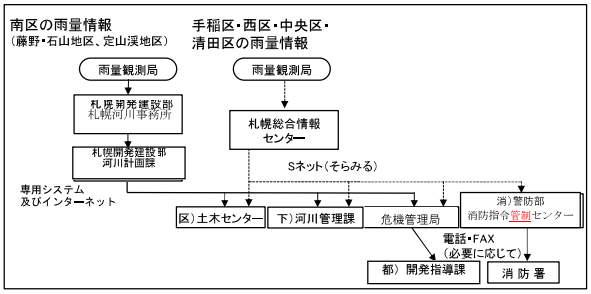 	4.3　雨量情報等 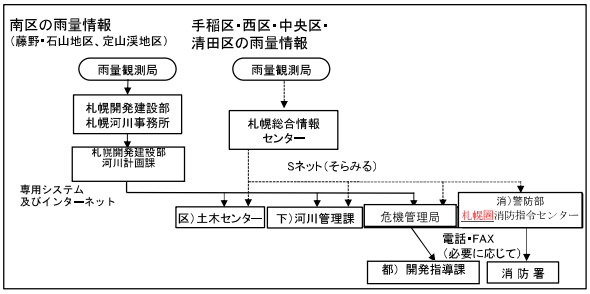 	P21 名称の更新
5 巡視活動情報の収集伝達 5.1 情報の流れ 1）札幌開発建設部 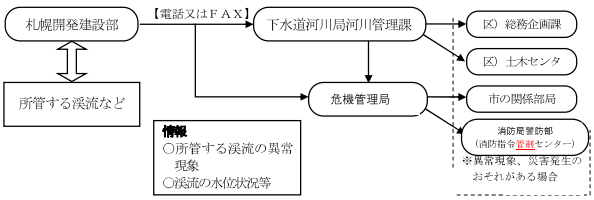 2）札幌建設管理部 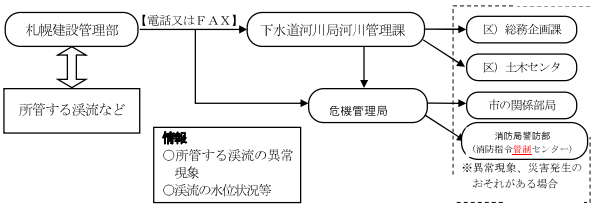 	5 巡視活動情報の収集伝達 5.1 情報の流れ 1）**札幌開発建設部** 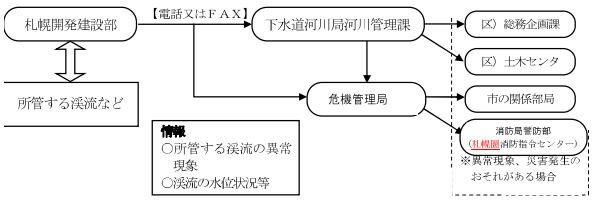 2）札幌建設管理部 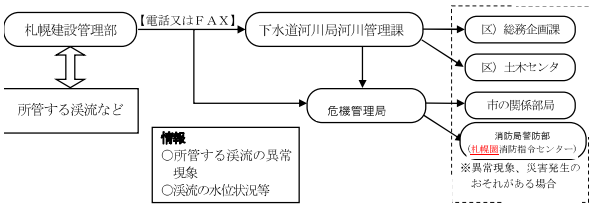 	P22 名称の更新

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
3）下）河川管理課、都）開発指導課、区土木センター
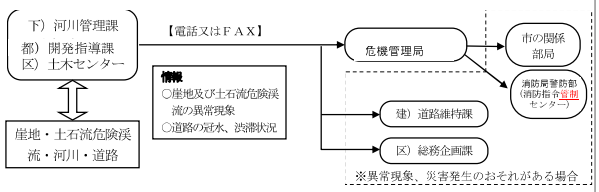

4）消防署
消防署は、崖地、河川、道路などを必要に応じ警戒巡視を行い、道路冠水の発生や崖地等で土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、消防指令管制センターを通じて危機管理局にその情報について連絡する。
6 市民への情報伝達等
6.2 要配慮者利用施設への情報提供
（略）
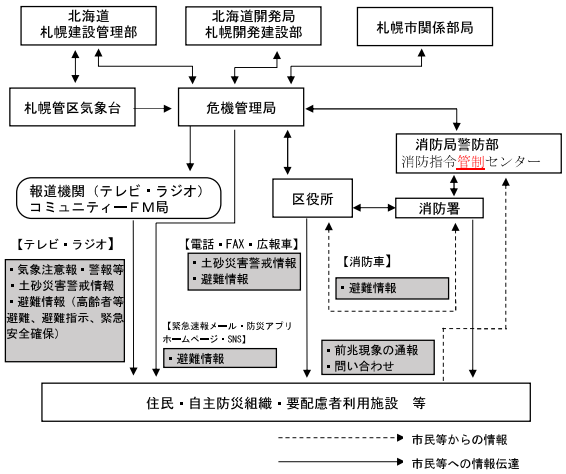

</td>
<td>
3）下）河川管理課、都）開発指導課、区土木センター
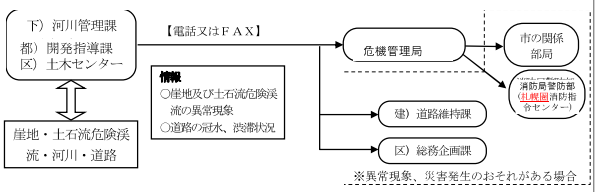

4）消防署
消防署は、崖地、河川、道路などを必要に応じ警戒巡視を行い、道路冠水の発生や崖地等で土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、札幌圏消防指令センターを通じて危機管理局にその情報について連絡する。
6 市民への情報伝達等
6.2 要配慮者利用施設への情報提供
（略）
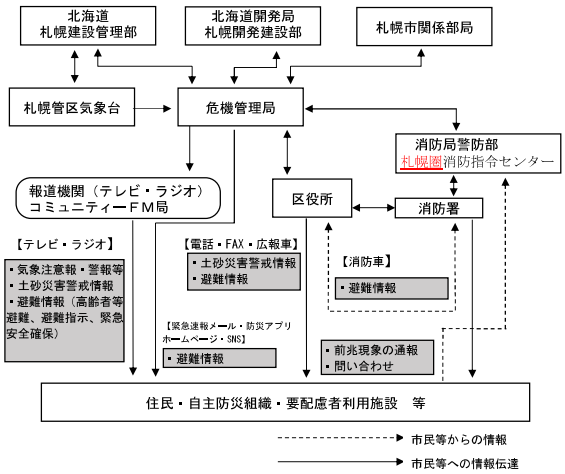

</td>
<td>
P23
名称の更新

P26
名称の更新
</td>
</tr>
</table>

旧	新	備考
8 応急活動 （省略） 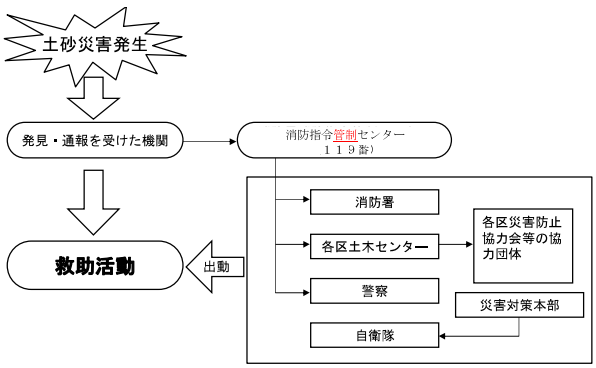 	8 応急活動 （省略） 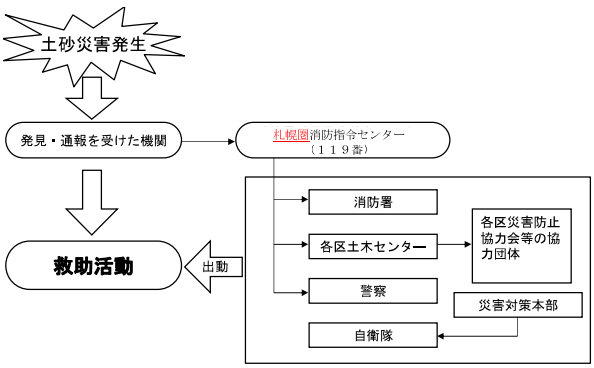 	P29 名称の更新
8.2 応急医療救護 （略） 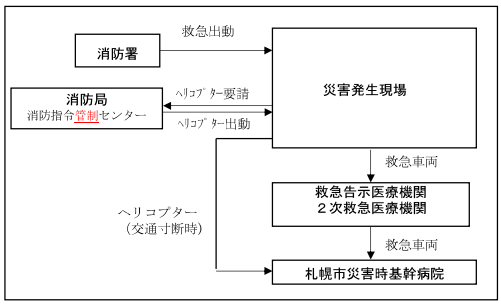 	8.2 応急医療救護 （略） 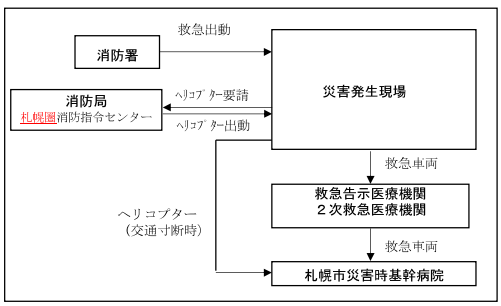 	P30 名称の更新

雪害対策編

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
令和6年4月修正
第２章　応急対策
6. 雪害時の配備
（省略）
<table>
<tr><th>分類</th><th>基準</th><th>配備要員</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>警戒配備</td><td>・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合
・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される場合</td><td>危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局</td><td>・気象に関する情報及び災害情報等の収集・伝達
・防災関係機関との連絡調整又はリエゾンの招集
・災害危険地域等の警戒巡視
・災害応急対策の実施
・災害対策本部への移行準備</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
令和8年6月修正
第２章　応急対策
6. 雪害時の配備
（省略）
<table>
<tr><th>分類</th><th>基準</th><th>配備要員</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>警戒配備</td><td>・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合
・札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される場合</td><td>危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局</td><td>・気象に関する情報及び災害情報等の収集・伝達
・防災関係機関との連絡調整又はリエゾンの招集
・災害危険地域等の警戒巡視
・災害応急対策の実施
・災害対策本部への移行準備</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>P5
文言の修正</td>
</tr>
</table>

原子力災害対策編

旧	新	備考
用語集 （略） Ｓ ・ＳＰＥＥＤＩ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム[System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information]原子力施設から大量の放射性物質の放出、あるいはその恐れがある緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び周辺住民の被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステム。 （略） Ｐ （略） ・ＰＰＡ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域[Plume Protection Planning Area] 第１章第５節３を参照。 （略） け ・警戒事態 （略） ○自然災害（後志管内で震度６弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）等）の発生時 （略） ・原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。（原子力災害対策特別措置法（追加））	用語集 （略） （削除） （略） Ｐ （略） （削除） （略） け ・警戒事態 （略） ○自然災害（施設立地村である泊村で震度６弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）等）の発生時 （略） ・原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 条。以下「原災法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号）	P1 国の運用方針に合わせた用語の削除 P2 文言の修正及び追加
し ・施設敷地緊急事態 （略） ○原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること等の、あらかじめ定められた異常を示す事態。	し ・施設敷地緊急事態 （略） ○原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が 直ちにできないこと等の、あらかじめ定められた異常を示す事態。	

旧	新	備考
・情報収集事態 泊村において、震度５弱以上の地震が発生した事態。（追加） （略） せ ・全面緊急事態 原災法第 15 条第１項に規定するもので、原子力規制委員会が内閣総理大臣へ報告を行うべき事象。例として次の基準または施設の異常事態のことなど。 ○以下のいずれかの放射線量を検出した場合。 イ　北海道電力が原子力事業所の境界付近に設置した放射線測定設備（１つまたは２つ以上）において、２地点以上または１０分間以上継続して、５μSv/h 以上を検出した場合。 （略） ふ ・プルーム 気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。 （略）	・情報収集事態 泊村において、震度５弱以上の地震が発生した事象。または、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報が通報された場合。 （略） せ ・全面緊急事態 原災法第 15 条第１項に規定するもので、原子力規制委員会が内閣総理大臣へ報告を行うべき事態。例として次の基準または施設の異常事態のことなど。 ○以下のいずれかの放射線量を検出した場合。 イ　北海道電力が原子力事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備の２地点以上について５μSv／ｈ以上を検出するか または１地点について５μSv／ｈを１０分間以上継続して検出した場合。 （略） ふ ・プルーム 原子力施設で緊急事態が発生し、気体状の放射性物質が漏れた場合において、大気中を流れていく放射性雲と呼ばれるもの。 （略）	P2 文言の追加 P3 文言の修正

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>第１章　総則
第２節　計画の性格
2.　計画の位置付け
（略）
札幌市地域防災計画
地震災害対策編
風水害対策編
水防計画
土砂災害対策計画
雪害対策編
大雪時の対応指針
原子力災害対策編
事故災害対策編
放射性同位元素等事故対策計画
航空機事故対策計画
道路事故災害対策計画
鉄道事故災害対策計画
危険物事故災害対策計画
（新規）
（略）</td>
<td>第１章　総則
第２節　計画の性格
2.　計画の位置付け
（略）
札幌市地域防災計画
地震災害対策編
風水害対策編
水防計画
土砂災害対策計画
雪害対策編
（削除）
原子力災害対策編
事故災害対策編
放射性同位元素等事故対策計画
航空機事故対策計画
道路事故災害対策計画
鉄道事故災害対策計画
危険物事故災害対策計画
大規模停電災害対策
（略）</td>
<td>P10
対応指針の削除及び対策の追加</td>
</tr>
</table>

旧	新	備考
第４節　札幌市の地域特性 2.　人口 札幌市は、明治２年の開拓使設置以来成長を続け、（追加）令和２年 10 月１日現在、人口約 197 万人（北海道の人口の約３ 分の１）を擁する全国５番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で 10 万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の６区では、20 万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は平成 24 年 10 月１日現在、約 22%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなる特徴がみられる。	第４節　札幌市の地域特性 2.　人口 札幌市は、明治２年の開拓使設置以来成長を続けていたが令和２年度をピークに人口は減少に転じている。令和８年１月１日現在、人口約 195 万人（北海道の人口の約３ 分の１）を擁する全国４番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で 10 万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の６区では、20 万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は令和８年１月１日現在、約 29.1%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなるドーナツ化現象がみられる。	P13 時点更新
第５節　被害想定及び防災対策を実施する地域等 3.　防災対策を実施する地域 （略） ・プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（ＰＰＡ：Plume Protection Planning Area）の検討 ＵＰＺ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、ＵＰＺの目安である３０ｋｍの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。 プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、ＵＰＺ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。 以上を踏まえて、ＰＰＡの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、原子力災害対策指針に記載する。 （以上、原子力災害対策指針から抜粋） （略）	第５節　被害想定及び防災対策を実施する地域等 3.　防災対策を実施する地域 （略） （削除） （略）	P16 原子力災害対策指針改定に伴う削除

旧	新	備考
第６節　札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱 （略） 表　札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱	第６節　札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱 （略） 表　札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱	P18･19 構成機関の追加及び名称の更新

旧

機　　関		主な事務または業務
（略）		（略）
指定地方行政機関	（略）	（略）
	（新規）	（新規）
	（略）	（略）
指定公共機関	（略）	（略）
	東日本電信電話株式会社北海道事業部	電気通信の確保に関すること。
	（略）	（略）
	日本通運株式会社札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
指定地方公共機関	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエム・ノースウェーブ 株式会社ＳＴＶラジオ	(1)　原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2)　災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
	（略）	（略）

新

機　　関		主な事務または業務
（略）		（略）
指定地方行政機関	（略）	（略）
	北海道管区行政評価局	(1)　被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。
	（略）	（略）
指定公共機関	（略）	（略）
	ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部	電気通信の確保に関すること。
	（略）	（略）
	日本通運株式会社East カンパニー	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
指定地方公共機関	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社ＦＭ　ＮＯＲＴＨ　ＷＡＶＥ 株式会社ＳＴＶラジオ	(1)　原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2)　災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
	（略）	（略）

旧	新	備考
第３章　緊急事態応急対策 第３節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 **1.　施設敷地緊急事態発生情報等の連絡** ①北海道地域防災計画では、「原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式）により国、北海道、関係町村、（新規）、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。」、また、「原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について北海道、関係町村及び北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する （略） 2.　応急対策活動情報の連絡 ①道計画では、「原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、（新規）、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する」とされている。 （略）	第３章　緊急事態応急対策 第３節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 **1.　施設敷地緊急事態発生情報等の連絡** ①北海道地域防災計画では、「原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式）により国、北海道、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。」、また、「原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について北海道、関係町村及び北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する （略） 2.　応急対策活動情報の連絡 ①道計画では、「原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する」とされている。 （略）	P33 機関の追加 P34 機関の追加

旧	新	備考
第 10 節　市民への的確な情報伝達活動 2.　市民ニーズを踏まえた情報提供 市は、市民のニーズを十分把握し、次に掲げる内容について、適切に情報提供する。 ・原子力災害の状況（事故状況、モニタリング結果、SPEEDI による放射能影響予測等） （略）	第 10 節　市民への的確な情報伝達活動 2.　市民ニーズを踏まえた情報提供 市は、市民のニーズを十分把握し、次に掲げる内容について、適切に情報提供する。 ・原子力災害の状況（事故状況、モニタリング結果（削除）等） （略）	P40 文言の削除

旧	新	備考
第４章　原子力災害中長期対策 （略） 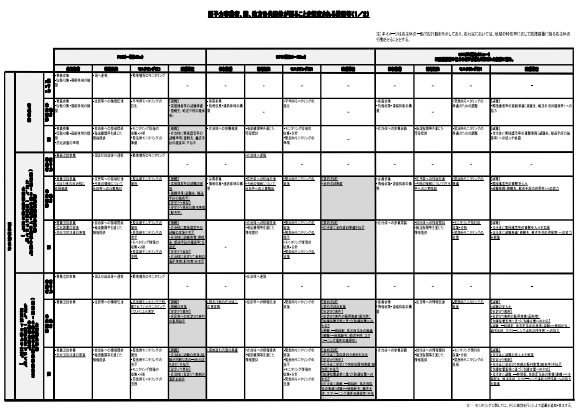	第４章　原子力災害中長期対策 （略） 	P50 原子力災害対策指針改定に伴う更新
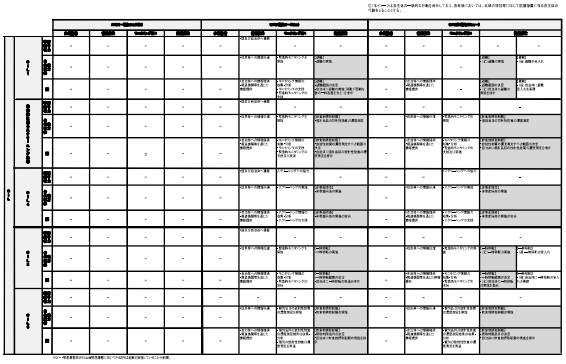		P51 原子力災害対策指針改定に伴う更新

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
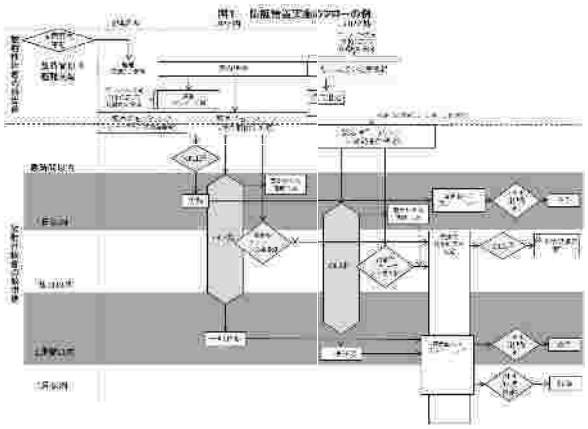

（新）　表２　各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に１つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	防護措置や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
</td>
<td>
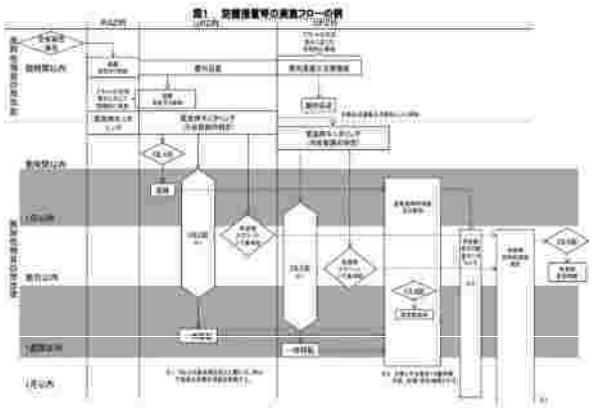

２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に１つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	防護措置や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
</td>
<td>P52
原子力災害対策指針改定に伴う更新

P53
原子力災害対策指針改定に伴う更新</td></tr>
</table>

旧	新	備考
施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、５分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	緊急事態区分における措置の概要 ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。	P54 原子力災害対策指針改定に伴う更新
全面緊急事態を判断するＥＡＬ ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	緊急事態区分における措置の概要 ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	P55 原子力災害対策指針改定に伴う更新

旧	新	備考

表３　ＯＩＬと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数 cm での検出器の計数率） β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物に係る防護措置	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する閾値として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※5 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※6）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の運用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との換算を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、採当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

沿　革

（略）

（新規）

沿　革

（略）

令和　８年　６月２６日　　修正

P56
原子力災害対策指針改定に伴う更新

P57
原子力災害対策指針改定に伴う更新

放射性同位元素等事故対策編

旧	新	備考
令和６年４月　一部修正	**令和８年６月　一部修正**	
第３章　応急対策 ２　施設火災時の応急対策 （2）　初動対策 ア　放射線事業者 （イ）　通報連絡 （略） ③火災及び放射線障害に係る状況について、逐次、札幌市（消防指令管制センターを窓口とする）に連絡する。 （略）	第３章　応急対策 ２　施設火災時の応急対策 （2）　初動対策 ア　放射線事業者 （イ）　通報連絡 （略） ③火災及び放射線障害に係る状況について、逐次、札幌市（札幌圏消防指令センターを窓口とする）に連絡する。 （略）	P25 名称の更新

旧	新	備考
（オ）　防災関係機関 （略） 図 3-2　通報・連絡ルート（施設火災など） 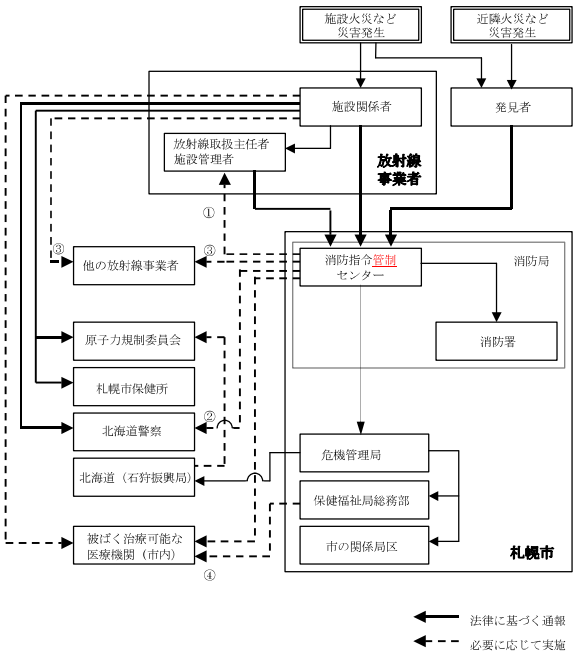 ①：消防救急隊の到着前に現場状況等を聞き取る。 　また、次の場合にも連絡し、現場への出動を要請する。 　【例】夜間休日等の不在時、近隣火災 　ただし、ECDガスクロのみの施設では放射線取扱主任者がいない場合がある。 ②：現場での連携について調整する。 ③：人員や資機材の応援が必要な場合に連絡・要請する。 ④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。	（オ）　防災関係機関 （略） 図 3-2　通報・連絡ルート（施設火災など） 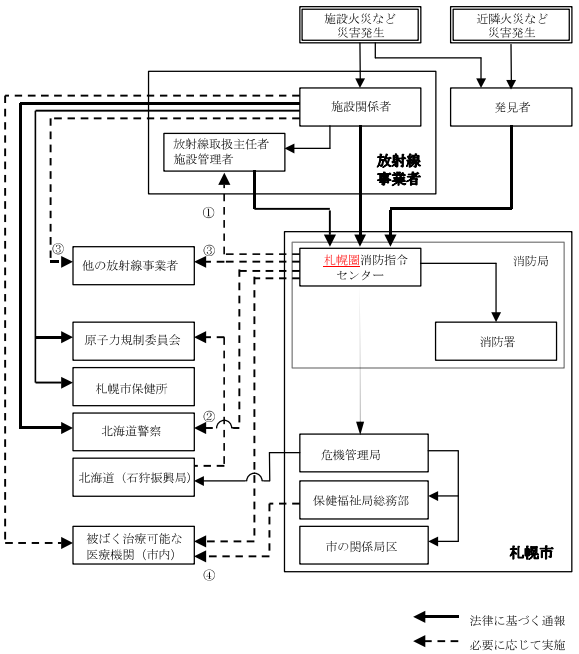 ①：消防救急隊の到着前に現場状況等を聞き取る。 　また、次の場合にも連絡し、現場への出動を要請する。 　【例】夜間休日等の不在時、近隣火災 　ただし、ECDガスクロのみの施設では放射線取扱主任者がいない場合がある。 ②：現場での連携について調整する。 ③：人員や資機材の応援が必要な場合に連絡・要請する。 ④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。	P27 名称の更新

旧	新	備考
3　地震時の応急対策の留意点 （3）その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 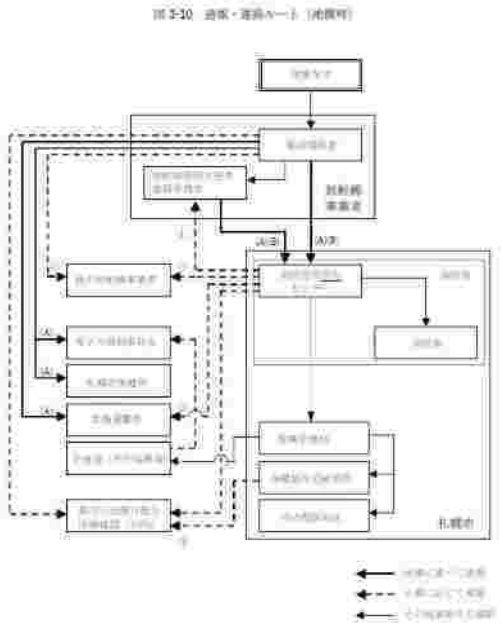	3　地震時の応急対策の留意点 （3）その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 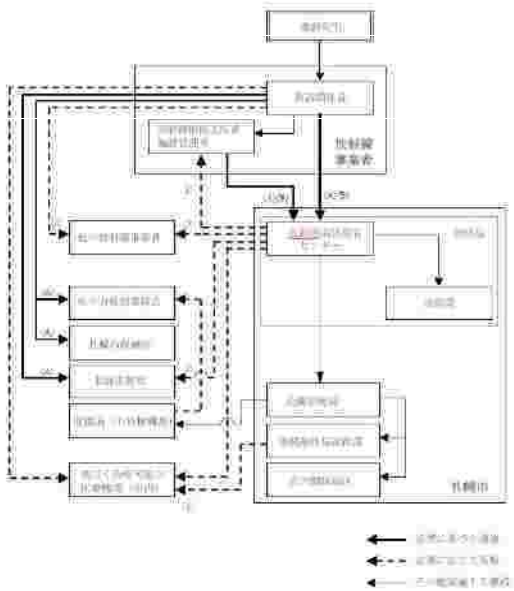	P41 名称の更新

旧	新	備考
4　放射線障害事故時の応急対策の留意点 （3）その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 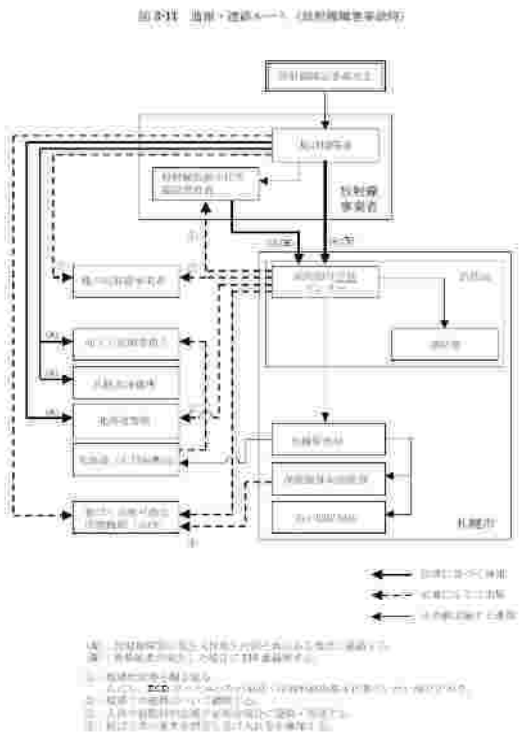	4　放射線障害事故時の応急対策の留意点 （3）その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 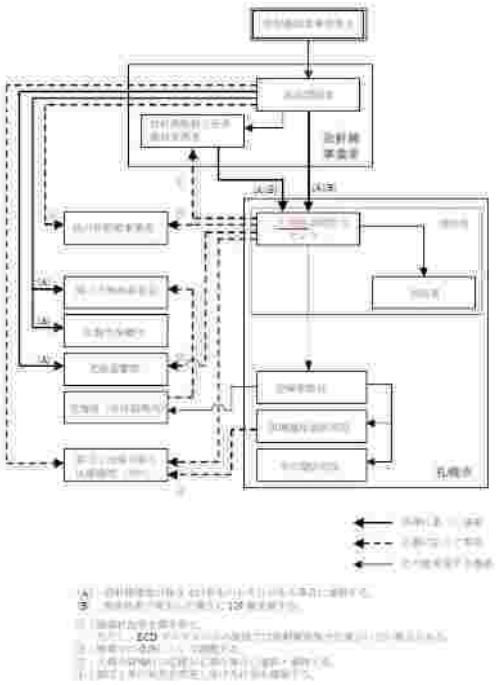	P43 名称の更新

旧	新	備考
5　輸送事故時の応急対策の留意点 (3) その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 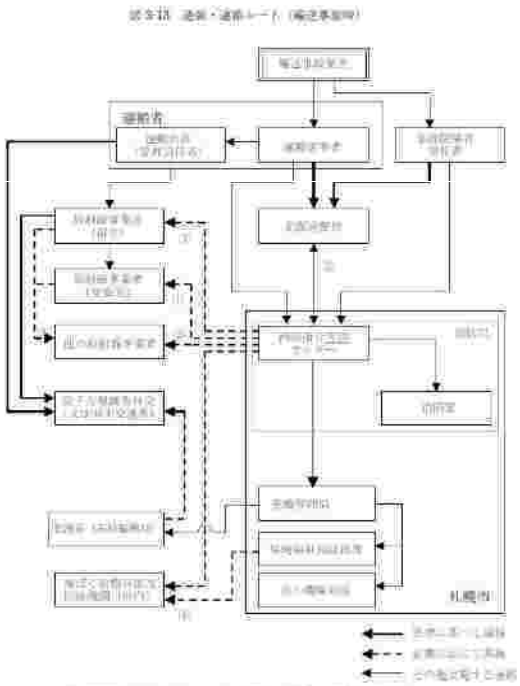	5　輸送事故時の応急対策の留意点 (3) その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 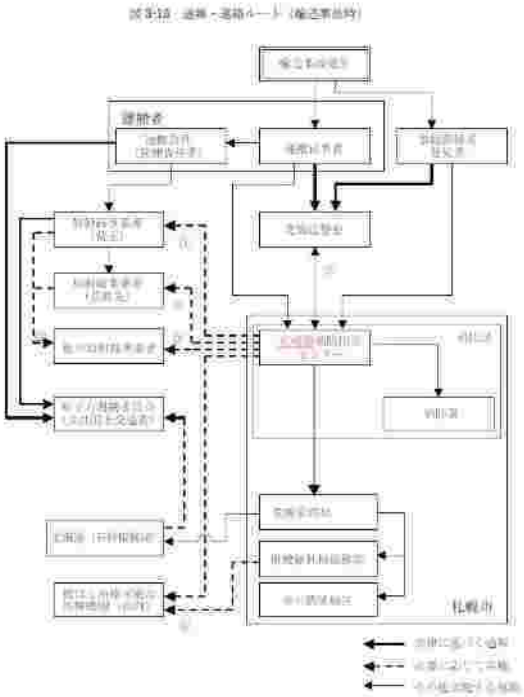	P48 名称の更新

旧	新	備考
6　その他事故時の応急対策の留意点 (3) その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 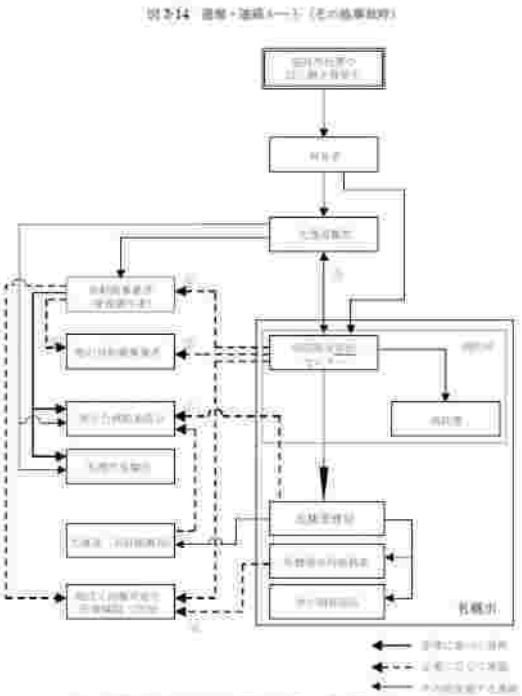 	6　その他事故時の応急対策の留意点 (3) その他留意点 イ　札幌市・防災関係機関 （略） 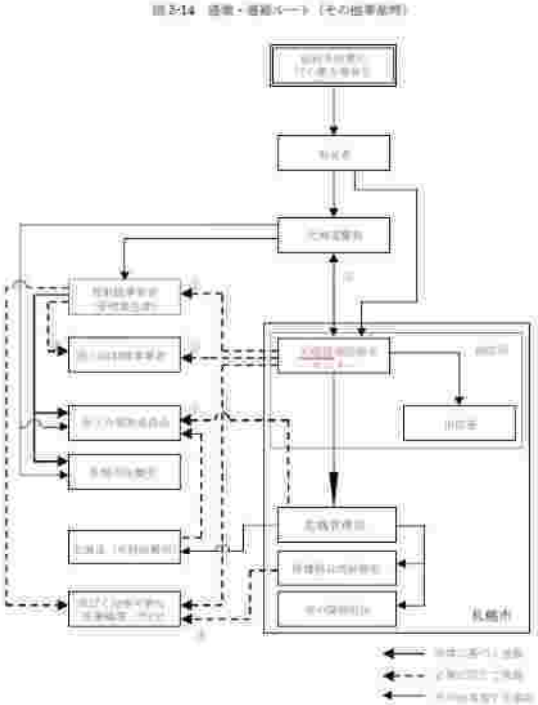 	P51 名称の更新

航空機事故対策編

旧	新	備考
令 和　7　年 3 月修正	**令和 8 年　6 月修正**	
第１章　総則 　第２節　適用の範囲 　札幌市内には防衛省が設置管理する札幌飛行場（丘珠空港）があり、共用空港の指定を受けて、民間航空会社等も利用している。札幌飛行場を離発着する定期便は年間約 9,000 便あり、乗客・乗員数が 48 人規模の ATR42-600、76 人規模のエンブラエル 170、(追加)及び 72 人規模の ATR72-600 が運航している。 　（略）	第１章　総則 　第２節　適用の範囲 　札幌市内には防衛省が設置管理する札幌飛行場（丘珠空港）があり、共用空港の指定を受けて、民間航空会社等も利用している。札幌飛行場を離発着する定期便は年間約 10,000 便あり、乗客・乗員数が 48 人規模の ATR42-600、76 人規模のエンブラエル 170、175 及び 72 人規模の ATR72-600 が運航している。 　（略）	P1 時点更新
第４節　札幌市における飛行環境 （３）運航便の運航状況 　運航便は以下の 11 路線がある。運航便は北海道エアシステム（HAC）と日本航空（JAL）が共同運航しているものと、フジドリームエアラインズ（FDA）により運航しているもの、トキエア（TOK）により運航しているものがある。HAC と JAL の共同運航便で使用されている機体は ATR42-600、FDA で使用されている機体はエンブラエル 170/（追加）、トキエアで使用されている機体は ATR（追加）、72-600 となっている。	第４節　札幌市における飛行環境 （３）運航便の運航状況 　運航便は以下の 13 路線がある。運航便は北海道エアシステム（HAC）と日本航空（JAL）が共同運航しているものと、フジドリームエアラインズ（FDA）により運航しているもの、トキエア（TOK）により運航しているものがある。HAC と JAL の共同運航便で使用されている機体は ATR42-600、FDA で使用されている機体はエンブラエル 170/175、トキエアで使用されている機体は ATR42/72-600 となっている。	P10 時点更新
丘珠―函館　　7 往復	丘珠―函館　　8 往復	
丘珠―釧路　　４往復	丘珠―釧路　　４往復	
丘珠―三沢　　１往復（金～日のみ運航）	丘珠―三沢　　１往復（金～日のみ運航）	
丘珠―利尻　　１往復	丘珠―利尻　　１往復	
丘珠―女満別　　２往復	丘珠―女満別　　２往復	
丘珠―奥尻　　１往復（金日のみ運行）	丘珠―奥尻　　１往復（金日のみ運航）	
丘珠―中標津　　２往復	丘珠―中標津　　２往復	
丘珠―秋田　　２往復	丘珠―秋田　　２往復	
丘珠―静岡　　１往復（夏ダイヤ期間）	丘珠―静岡　　１往復（夏ダイヤ期間）	
丘珠―松本　　１往復（夏ダイヤ期間）	丘珠―松本　　１往復（夏ダイヤ期間）	
丘珠―名古屋(追加)　３往復（夏ダイヤ期間）	丘珠―名古屋（小牧）　３往復（夏ダイヤ期間）	
(追加)	丘珠―名古屋（中部）　１往復	
丘珠―新潟　　2 往復	丘珠―新潟　　1 往復	
（令和６年 12 月現在）	（令和８年３月現在。運航便数は時期により変動あり）	
第３章　応急対策 　第１節　通報・連絡	第３章　応急対策 　第１節　通報・連絡	

旧	新	備考
（略） （1）飛行場内・民間機の場合 （略） 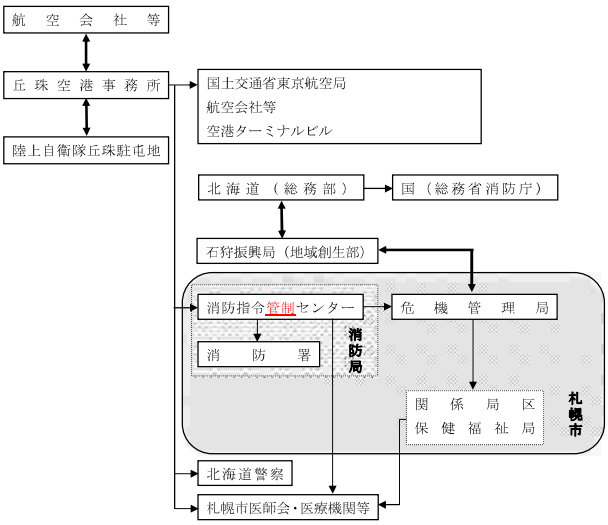 	（略） （1）飛行場内・民間機の場合 （略） 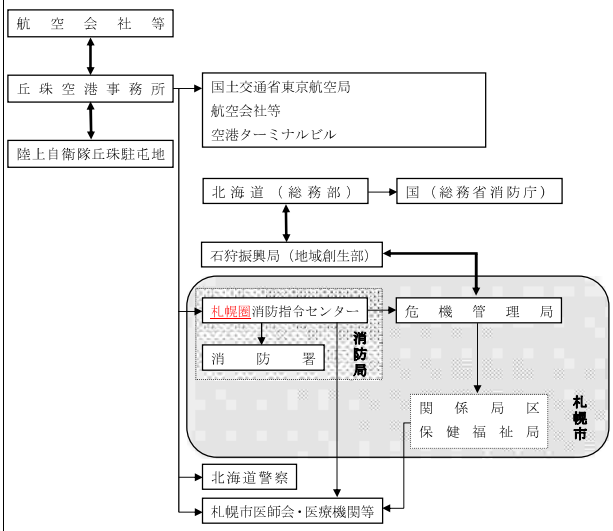 	P13 名称の更新

旧	新	備考
(2) 飛行場外・民間機の場合 （略） 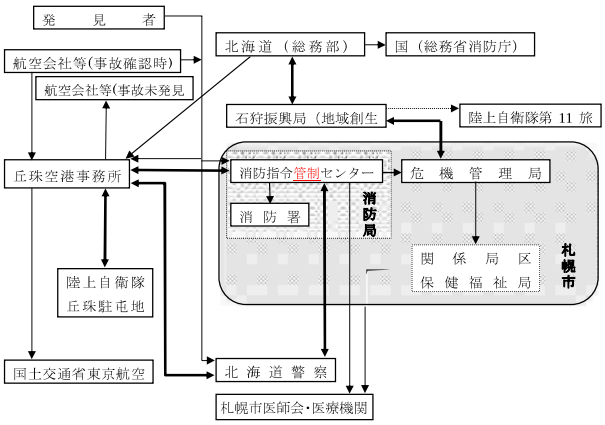 	(2) 飛行場外・民間機の場合 （略） 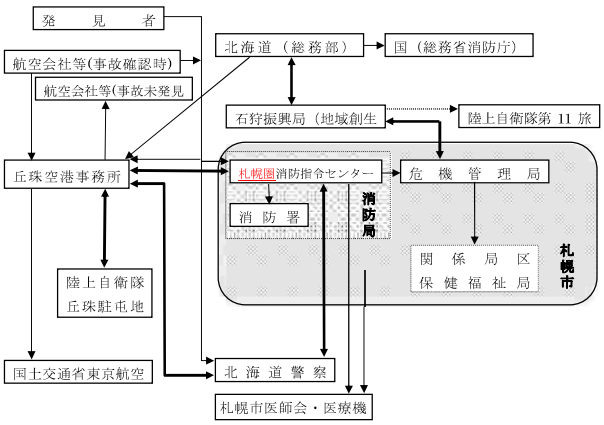 	P14 名称の更新

旧	新	備考
(3) 飛行場内・自衛隊機の場合 （略） 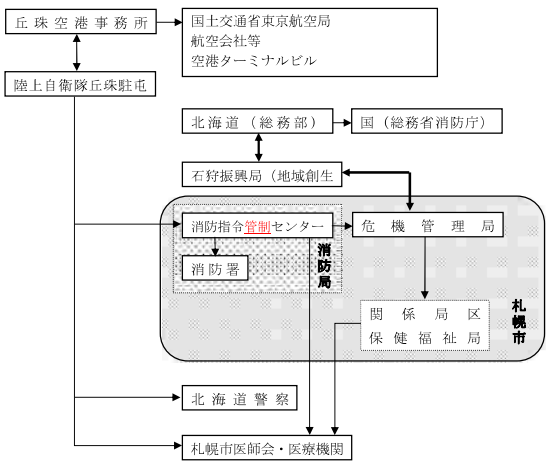 	(3) 飛行場内・自衛隊機の場合 （略） 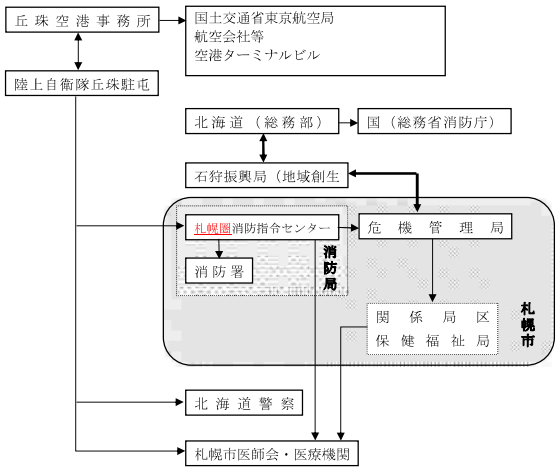 	P15 名称の更新

旧	新	備考
(4) 飛行場外・自衛隊機の場合 （略） 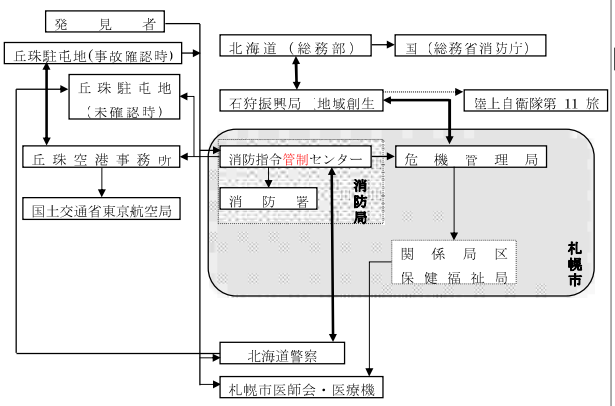 	(4) 飛行場外・自衛隊機の場合 （略） 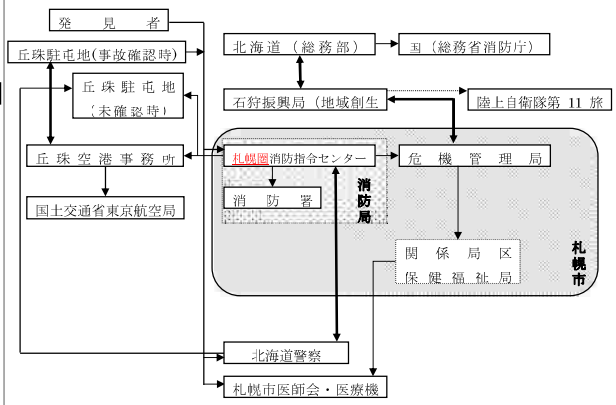 	P16 名称の更新
第４節　捜索活動 （略） 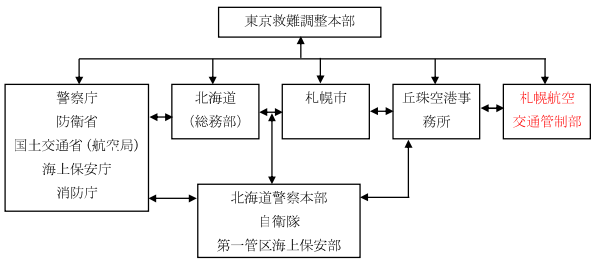 **図３－８　捜索活動に係る通報・連絡ルート**	第４節　捜索活動 （略） 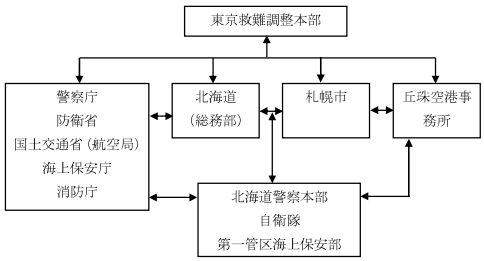 **図３－８　捜索活動に係る通報・連絡ルート**	P26 組織廃止に伴う更新

道路事故災害対策編

旧	新	備考
令和６年４月修正	**令和８年６月修正**	
第２章　災害予防計画 ２　情報連絡体制 （省略）	第２章　災害予防計画 ２　情報連絡体制 （省略）	P9 名称の更新

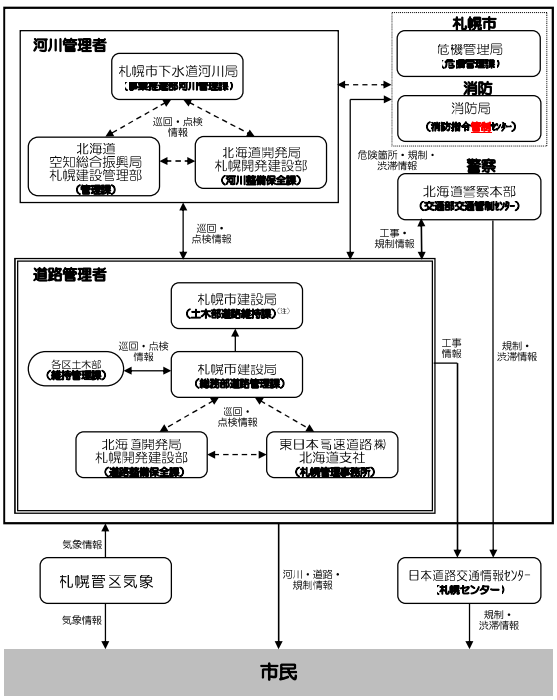

定期的又は状況変化に応じて情報伝達。　　不定期に情報伝達。
（注）冬季（11月～３月）においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。

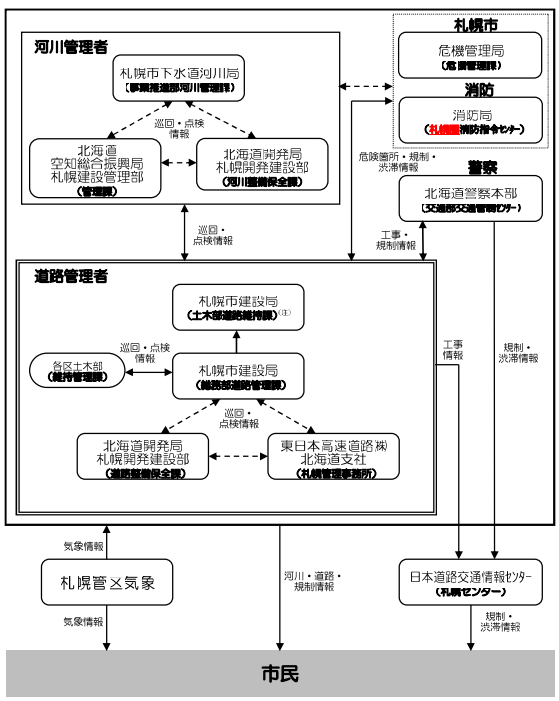

定期的又は状況変化に応じて情報伝達。　　不定期に情報伝達。
（注）冬季（11月～３月）においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。

→　　- - - →

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第３章　災害応急対策計画
　１　災害発生時等の活動体制
（略）
表　7　職員の動員・配備（雪害）
<table>
<tr><th>分類</th><th>基準</th><th>配備要員</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>警戒配備</td><td>・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合
・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される場合</td><td>危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局</td><td>・気象に関する情報及び災害情報等の収集・伝達
・防災関係機関との連絡調整又はリエゾンの招集
・災害危険地域等の警戒巡視
・災害応急対策の実施
・災害対策本部への移行準備</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第３章　災害応急対策計画
　１　災害発生時等の活動体制
（略）
表　7　職員の動員・配備（雪害）
<table>
<tr><th>分類</th><th>基準</th><th>配備要員</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>警戒配備</td><td>・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合
・札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される場合</td><td>危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局</td><td>・気象に関する情報及び災害情報等の収集・伝達
・防災関係機関との連絡調整又はリエゾンの招集
・災害危険地域等の警戒巡視
・災害応急対策の実施
・災害対策本部への移行準備</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>P13
文言の修正</td>
</tr>
</table>

旧	新	備考
図 4　警戒配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害） 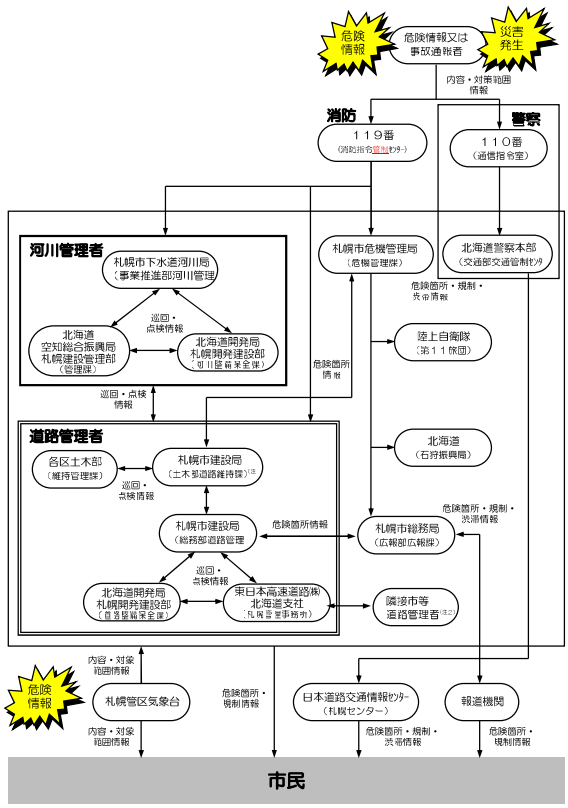 （注 1）雪害においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。 （注 2）札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。 隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市	図 4　警戒配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害） 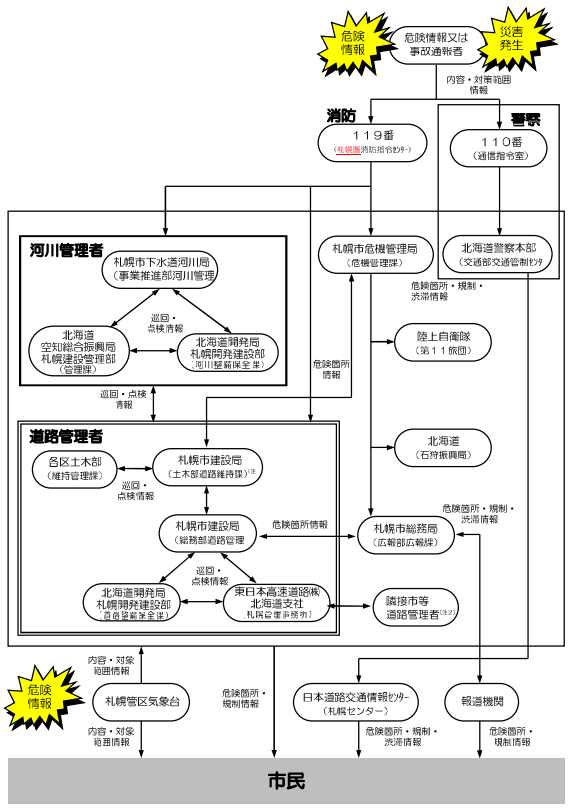 （注 1）雪害においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。 （注 2）札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。 隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市	P14 名称の更新

旧	新	備考
図 5　非常配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害） 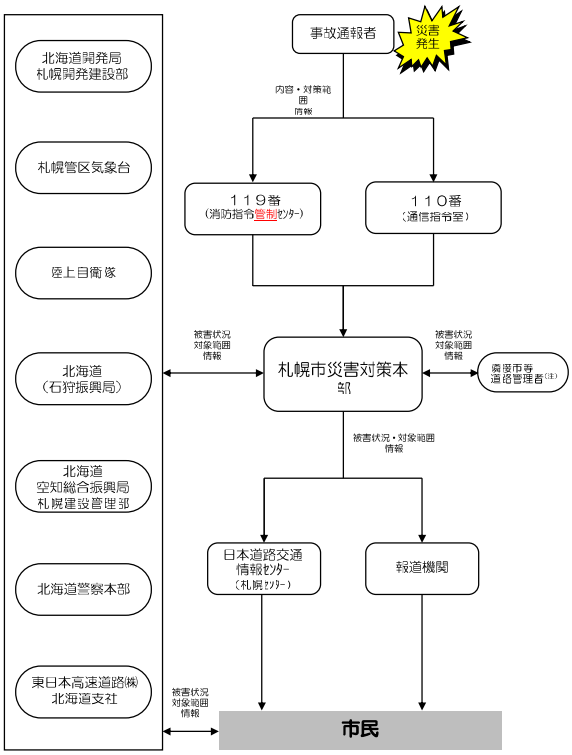 （注）札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。 隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、	図 5　非常配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害） 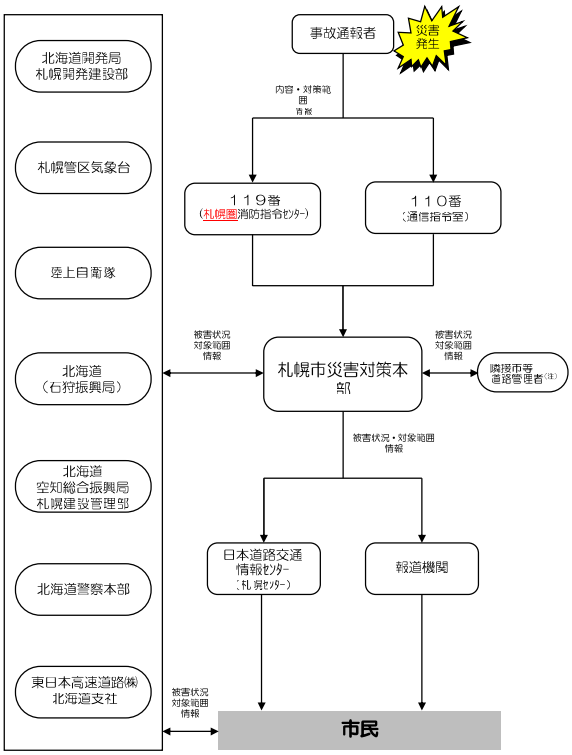 （注）札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。 隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、	P15 名称の更新

旧	新	備考
図 6　災害発生時等の情報連絡体制（その他） 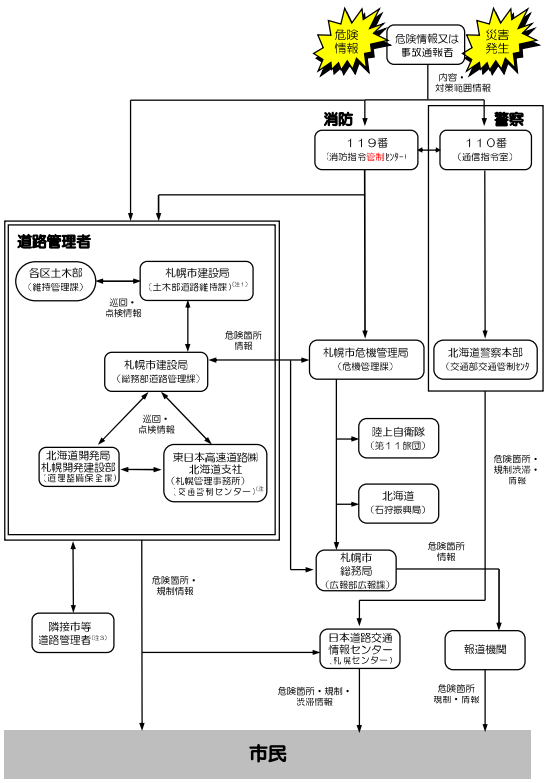 （注１）冬季（11月～3月）においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。 （注２）高速道路上の事故等の場合は、東日本高速道路㈱北海道支社交通管制センターへ情報伝達を行う。 （注３）札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。 隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市	図 6　災害発生時等の情報連絡体制（その他） 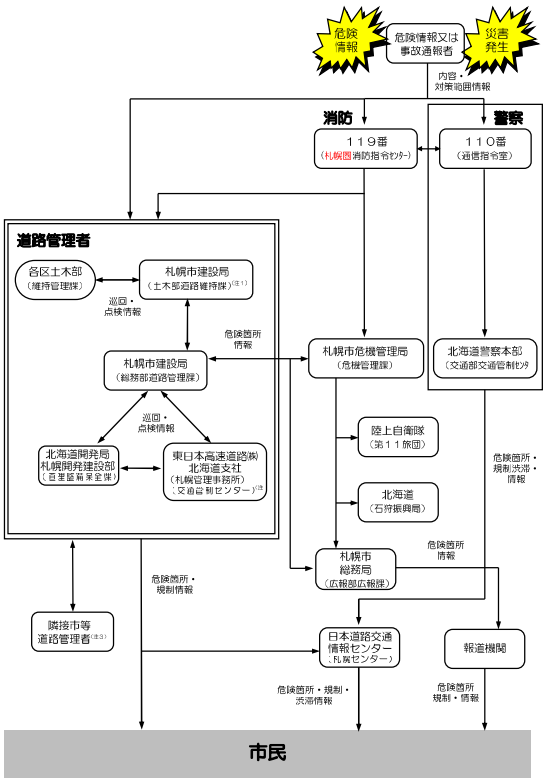 （注１）冬季（11月～3月）においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。 （注２）高速道路上の事故等の場合は、東日本高速道路㈱北海道支社交通管制センターへ情報伝達を行う。 （注３）札幌市域境の同一路線が対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。 隣接市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市	P18 名称の更新

鉄道事故災害対策編

旧	新	備考
令和　6年4月修正 第３章　災害応急対策計画 　第２節　情報の収集・伝達 　（略） 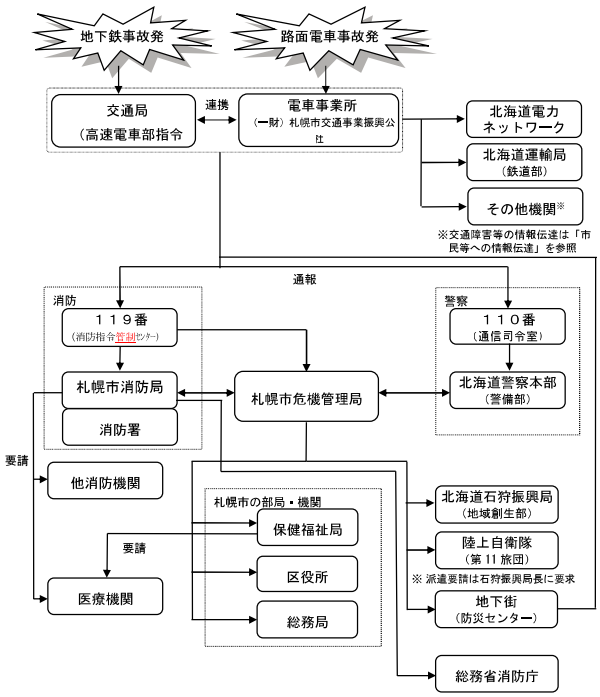 	**令和　8年6月修正** 第３章　災害応急対策計画 　第２節　情報の収集・伝達 　（略） 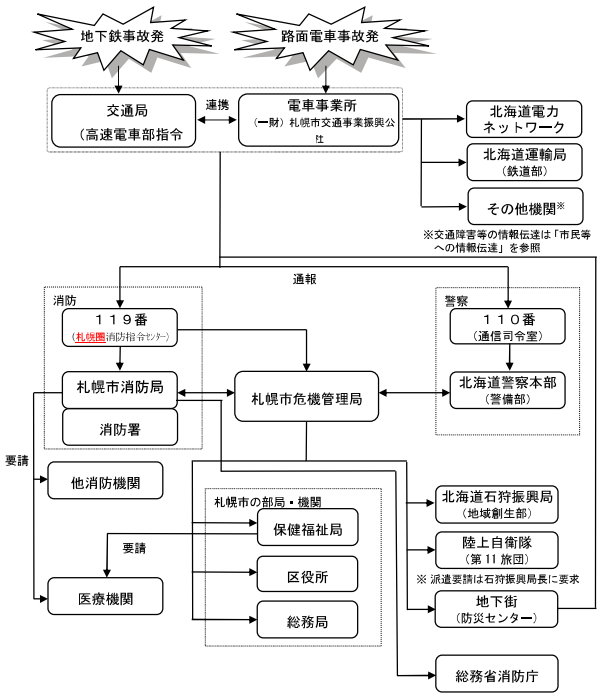 	P9 名称の更新

旧	新	備考
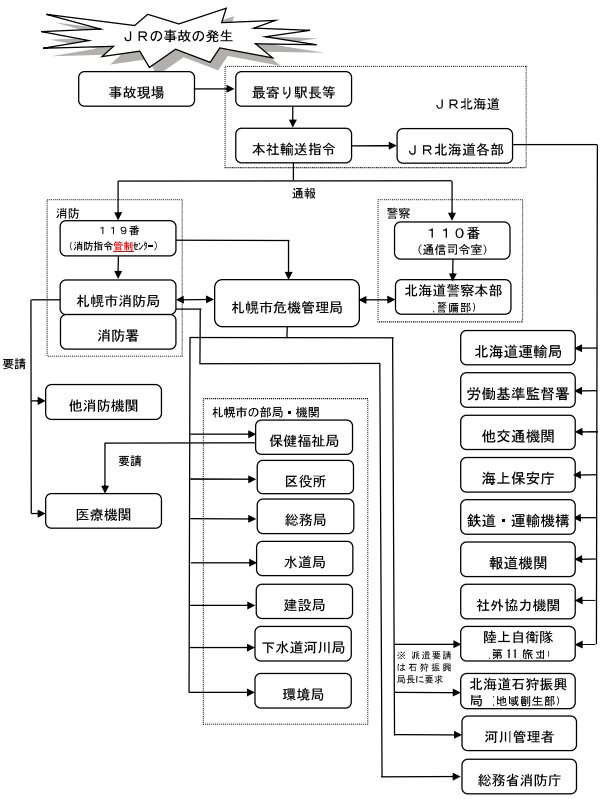	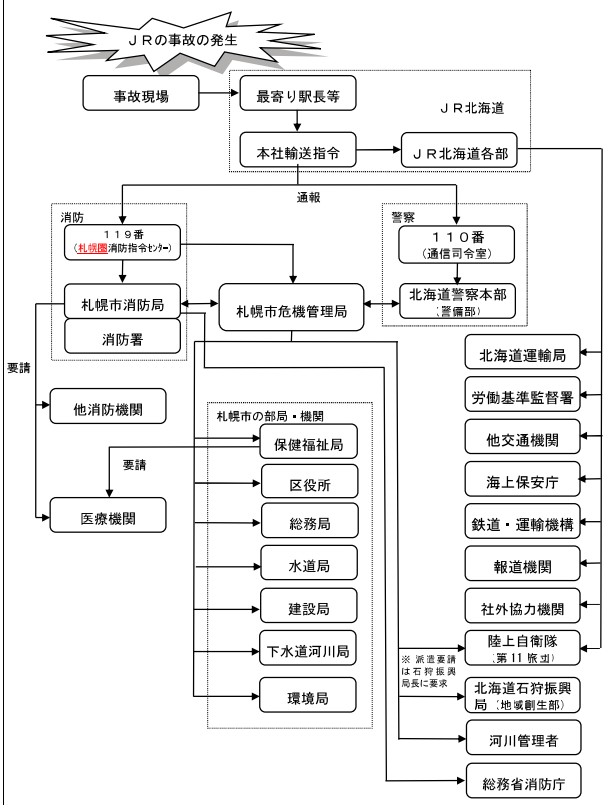	P10 名称の更新

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第３節　応援派遣要請
2.　その他機関

表２　主な協定等
<table>
<tr><th>協定等の名称</th><th>要請先・締結先</th><th>協定の概要内容</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td><td>(一社)札幌市医師会
(一社)札幌市歯科医師会
(一社)札幌市薬剤師会</td><td>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第３節　応援派遣要請
2.　その他機関

表２　主な協定等
<table>
<tr><th>協定等の名称</th><th>要請先・締結先</th><th>協定の概要内容</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td><td>(一社)札幌市医師会
(一社)札幌（削除）歯科医師会
(一社)札幌（削除）薬剤師会</td><td>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</td></tr>
</table>
</td>
<td>P14
名称の更新</td>
</tr>
</table>

危険物等事故災害対策編

旧	新	備考
令和　6年4月　修正 第３章　災害応急対策計画 　第２節　第２節 情報の収集・伝達	**令和　8年6月　修正** 第３章　災害応急対策計画 　第２節　第２節 情報の収集・伝達	P11 名称の更新

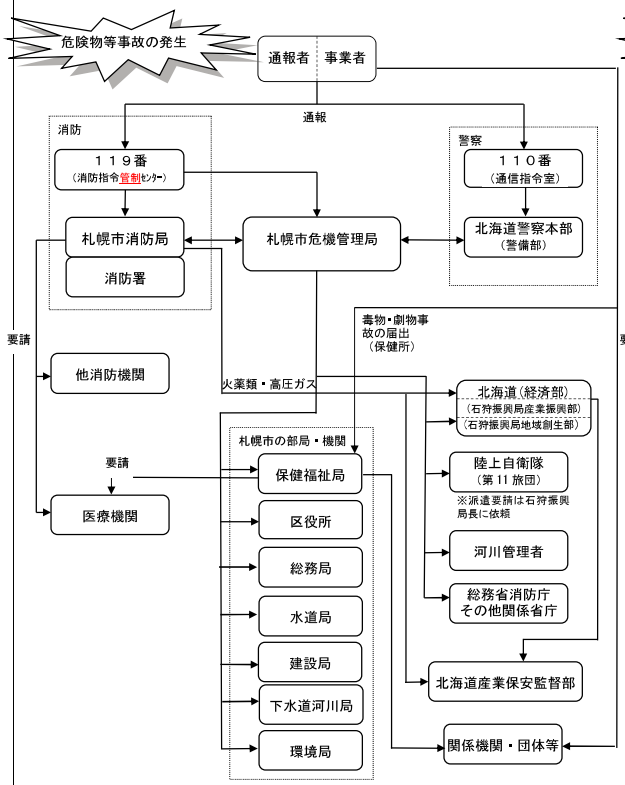

図 1　事故発生時の情報連絡系統

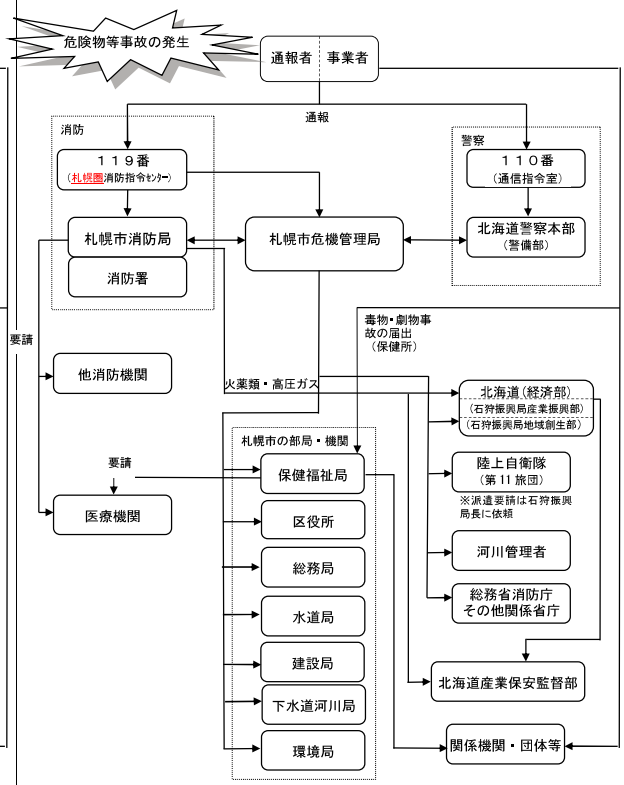

図 2　事故発生時の情報連絡系統

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第３節　応援派遣要請
2.　その他機関

表 2　主な協定等
<table>
<tr><th>協定等の名称</th><th>要請先・締結先</th><th>協定の概要内容</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td><td>(一社)札幌市医師会
(一社)札幌市歯科医師会
(一社)札幌市薬剤師会</td><td>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第３節　応援派遣要請
2.　その他機関

表 2　主な協定等
<table>
<tr><th>協定等の名称</th><th>要請先・締結先</th><th>協定の概要内容</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td><td>(一社)札幌市医師会
(一社)札幌（削除）歯科医師会
(一社)札幌（削除）薬剤師会</td><td>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</td></tr>
</table>
</td>
<td>P14
名称の更新</td>
</tr>
</table>

大規模停電災害対策編

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>

令和6年4月

用語集

<table>
<tr><th>名称</th><th>意味</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>札幌市水素利活用方針</td><td>次世代につなげる持続可能な社会構築に取り組むため、温暖化対策や都市の強靭化などに資する水素エネルギーに対する考え方、2030年頃までの当面の取組方針をとりまとめたもの。</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>

第２章　災害予防計画

第１節　災害予防活動

6.　分散型エネルギー・再生可能エネルギー等の導入

（略）

このほか、「札幌市気候変動対策行動計画」や「札幌市水素利活用方針」、「札幌市燃料電池自動車普及促進計画」に基づき、市民等へのコージェネレーション機器や太陽光発電、EV・FCVの普及拡大や水素ステーションの整備等を図るものとする。

</td><td>

令和8年6月　修正

用語集

<table>
<tr><th>名称</th><th>意味</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>札幌市水素エネルギー基本方針</td><td>2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、まちづくりを通じた水素エネルギーの利活用や供給体制の構築を進めるための方針をとりまとめたもの。</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>

第２章　災害予防計画

第１節　災害予防活動

6.　分散型エネルギー・再生可能エネルギー等の導入

（略）

このほか、「札幌市気候変動対策行動計画」や「札幌市水素エネルギー基本方針」、「札幌市燃料電池自動車普及促進計画」に基づき、市民等へのコージェネレーション機器や太陽光発電、EV・FCVの普及拡大や水素ステーションの整備等を図るものとする。

</td><td>

基本方針の改定に伴う修正

P6
基本方針の改定に伴う修正

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第３章　災害応急対策計画
第３節　応援派遣要請
2.　その他機関

表２　主な協定等
<table>
<tr><th>協定等の名称</th><th>要請先・締結先</th><th>協定の概要内容</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td><td>(一社)札幌市医師会
(一社)札幌市歯科医師会
(一社)札幌市薬剤師会</td><td>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第３章　災害応急対策計画
第３節　応援派遣要請
2.　その他機関

表２　主な協定等
<table>
<tr><th>協定等の名称</th><th>要請先・締結先</th><th>協定の概要内容</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td><td>(一社)札幌市医師会
(一社)札幌（削除）歯科医師会
(一社)札幌（削除）薬剤師会</td><td>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書</td><td>札幌市医師会、札幌市透析医会</td><td>透析患者の受入調整や透析医療機関の受診可否情報の収集等の医療救護活動</td></tr>
<tr><td>災害時における在宅酸素療法患者に対する医療救護活動の協力に関する協定書</td><td>在宅酸素療法（HOT）協力医療機関</td><td>在宅酸素療法患者に対する酸素供給又は患者が持参した酸素濃縮器等への電源供給等の医療救護活動</td></tr>
</table>
</td>
<td>P18-19
名称の更新及び協定の新規追加</td>
</tr>
</table>